

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部旅費規程

(支給の対象基準)

第1条 この規程は、支部役員および会員が支部長の意を受けて、支部の活動のため、会議、相談会、各種の会合等に出席した場合に支給する、日当及び交通費の支給について定めるものである。

(支給額)

第2条 役員会

支部長 10,000円(年)

副支部長 8,000円(年)

会計担当幹事 8,000円(年)

幹事 6,000円(年)

監事 6,000円(年)

2 相談会

1回につき3,000円(但し、街頭無料相談会は除く)

3 委員会

1回につき500円

4 その他の会合

原則として、実費を支給する。但し、1,000円を上限とする。

(支給方法)

第3条 前条第1項に関しては、毎年年度末に通貨をもって振込により、または直接本人に支給する。

2 前条第2項に関しては、相談会終了後に通貨をもって振込により、または直接本人に支給する。

3 前条第3項に関しては、委員会終了後に通貨をもって振込により、または直接本人に支給する。

4 前条第4項に関しては、その他の会合出席後に通貨をもって振込により、または直接本人に支給する。

附 則

この規程は、平成15年5月17日神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部定時総会終了後から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月17日神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部定時総会終結のときから施行し、平成21年4月1日より適用する。